

令和6年3月15日  
大阪府立伯太高等学校長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく、役務請負契約の締結前公表について

イ 契約の内容

大阪府立伯太高等学校 除草・低木剪定業務

期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

\*仕様の詳細については、学校にお問い合わせください

ロ 契約の相手方の決定方法及び基準等

申請方法 見積書を令和6年3月22日までに学校事務室へ提出

決定方法及び基準 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第2項に規定するシルバー人材センターであること

見積合わせにより決定する（ただし、予算の範囲内に限る）

（複数の申請が無い場合は、その相手方に決定する）

ハ その他

本契約は、発注業務にかかる予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより、行うものとする